

現場代理人の常駐義務の緩和措置のお知らせ

平成20年4月21日

福島県総務部入札監理課

(平成20年4月30日 ～～ 部補足)

(平成20年6月25日 —— 部補足)

現場代理人については、工事現場ごとに常駐を義務付けているところですが、工事箇所が近接しているなど常駐義務を緩和しても支障がないと認められる場合について、現場代理人の常駐義務の緩和を以下の内容で試行的に行います。(農林水産部又は土木部が発注する工事が対象です。)

なお、主任技術者の専任制等、建設業法の規定は従前どおり適用されますので、御注意願います。

1. 緩和を行う場合

県から受注している他の工事が次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができます。(両工事が入札公告中など、入札又は契約手続中の場合も可能です。)

(1) 近接工事(近接工事として間接費が調整される際の先行工事)

(2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

概ね以下のような条件を満たす工事が対象となりますが、工事内容等によっては認められない場合があります。

- ・ 両工事の発注者が同一であること
- ・ 両工事の工事箇所が近傍であること(同一土木事務所管内など)
- ・ 対象となる工事の予定価格(契約金額)がいずれも1,000万円未満であること
(ただし、予定価格が500万円未満の場合は、他の工事の契約金額が1,000万円以上であっても認める場合があります。)

2. 確認方法

「この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。」旨が入札公告(条件付一般競争入札の場合)又は契約の方法及び入札の条件(指名競争入札又は随意契約の場合)に記載されている工事が対象となります。

また、入札等に参加しようとする方は、入札等の前(条件付一般競争入札にあつては、設計図書等に対する質問の受付期間、指名競争入札にあつては、指名通知日の翌日から起算して4日間(休日を除く。)、随意契約にあつては、見積依頼日の翌日から起算して4日間(休日を除く。ただし、見積期間が当該期間以下のときは、見積依頼書に記載の締切日時まで))に発注者に対し別紙1又は別紙1-1「現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書」により上記1に該当するかを確認できます。(ただし、契約後改めて申請が必要です。)

3. 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

4. 適用開始

平成20年5月1日以降実施決定した工事から適用します。(それ以前に実施決定した工事を緩和対象工事とすることは可能です。)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人が現在従事している工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
契約金額	
工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: center;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に条件が付されることがあります。 できません。</p> <p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名) 様</p> <p style="text-align: center;">(工事発注者)</p>	

※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。

※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。

別紙 1 - 1 (両工事が入札又は契約手続中の場合)

現場代理人の常駐義務緩和に係る照会書	
1 照会対象工事	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定現場代理人氏名	
配置予定主任技術者氏名	
2 配置予定現場代理人に従事させたい工事 (入札公告日：平成 年 月 日 開札予定日：平成 年 月 日)	
工事番号・工事名	第 号
工事箇所	
工事概要	
予定価格	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
1 との重複期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
配置予定主任技術者氏名	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることの可否について回答願います。</p> <p>平成 年 月 日 (工事発注者) 様</p> <p style="text-align: right;">会社名 代表者名</p>	
<p>上記配置予定現場代理人を当該工事の現場代理人とすることは できます。ただし、承認の際に条件が付されることがあります。 できません。</p> <p>平成 年 月 日 (会社名 代表者名) 様</p> <p style="text-align: right;">(工事発注者)</p>	

- ※ 当照会はFAX、電子メール等によることも可能であること。
- ※ 配置予定現場代理人に係る経歴書を添付すること。
- ※ 「2 配置予定現場代理人に従事させたい工事」の項には、両工事のうち開札予定日又は見積書提出予定日の早い方(同日の場合はいずれか一方)を記載すること。
- ※ 指名競争入札の場合、「入札公告日」とあるのは「指名通知日」と、随意契約の場合、「入札公告日」とあるのは「見積依頼日」と、「開札予定日」とあるのは「見積書提出予定日」と読み替えて記載すること。
- ※ 工事発注者は「できます。」「できません。」のいずれかを横線で削除し回答すること。